

平成23年（ワ）第886号浜岡原子力発電所運転終了・廃止等請求事件

原告 石垣清水 外32名

被告 中部電力株式会社

訴えの一部取下げ書

令和6年10月29日

静岡地方裁判所 民事第2部 合議係 御中

原告ら訴訟代理人を兼ねる

弁護士 鈴木 敏 弘

弁護士 河 合 弘 之

弁護士 青 山 雅 幸

弁護士 大 石 康 智

外

原告らは、訴状請求の趣旨第1項・第2項・第3項につき取り下げる。

なお、令和5年1月19日付訴えの追加的変更申立後の請求の趣旨第4項（及び第5項）については維持する。

以 上